

第14編 港湾危険物等災害対策編

- 本編では、港湾における危険物等の漏洩、流出、爆発等による多数の死傷者等の発生といった大規模な港湾災害に関する対策について記述するものである。

第1章 災害予防

第1節 港湾災害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 港湾における危険物等に関する災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、危険物等の取扱区域を他の区域から極力分離するなど、港湾計画策定時等に防災上の配慮を行うとともに、港湾計画等に基づき危険物等に関する災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い港湾空間を確保し、災害に強い国づくり・みなとづくりを推進するものとする。

第2 港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 国内外の社会経済活動への影響を最小化するため、港湾の規模、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、危険物取扱施設の集約、重要な港湾施設までの保安距離の確保、危険物取扱施設への進入経路の多重化等、災害に強い港湾整備を進め、大規模な港湾災害の発生に対する安全性、信頼性を高めるものとする。
- 災害発生時に避難場所や災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着き場等の整備を推進する。
- 災害発生時の避難路として、河川管理用通路、河川舟運の活用や緊急用河川敷道路の整備を推進する。
- 油等流出事故発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう、早期に対応が可能な浚渫兼油回収船等を整備するものとする。また、オイルフェンス、薬剤等の備蓄に努めるものとする。
- 港湾管理者とも連携のうえ、危険物等の取扱施設近傍の港湾施設等の点検を実施し、港湾施設等の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。
- 危険物等取扱施設について、防災上支障のないような空地を配置することや必要な防災設備を整備すること等が、危険物等取扱施設設置の届出等に際し事業者に徹底されるよう、必要に応じ港湾管理者に対し助言等を行うものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

- 石油コンビナート等災害防止法特別防災地域以外の地域についても、港湾においては危険物等の取扱施設が集積し、それに関連した荷役活動が行われていることに鑑み、危険物等の取扱事業者が自主防災組織や共同防災組織の設置に努めるよう、港湾管理者等と連携し、事業者に対する必要な助言等を行うものとする。
- 港湾内の事業所内の災害発生について、事業所の自主防災組織や共同防災組織とも連携をとり、円滑な情報伝達のための体制を整備するとともに、災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備し、その周知を徹底するものとする。また、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど体制を整備するとともに、災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアル等を整備し適切な対応を行うものとする。
- 危険物等の災害については、地方整備局港湾空港部や港湾・空港整備事務所等現場の第一線基地が災害発生した港湾内に存し、各種の制約を受ける場合が他の災害にも増して多いことが考えられるため、庁舎自体の被災のみならず使用規制・交通規制等により当該庁舎が使用できない場合も想定し、代替庁舎の指定や非常参集要員の選定に特に配慮するものとする。また、災害による停電等に対応するため、非常用発電設備を設置し、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
 - ・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、画像情報機器及び情報通信機器等の整備を推進し、収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。特に、危険物等の災害は陸上交通が規制されることも多いことが想定されるため、海上から被害状況等を確認することが重要になることに鑑み、港湾業務艇等における画像伝送装置等の整備を進めるものとする。

- ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るとともに、港湾利用者及び背後住民への適切な情報提供を行うため、災害情報板、放送施設等の情報提供装置の整備を図るものとする。
- ・ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知し復旧訓練を実施しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・ 特定本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等の開発を推進するものとする。

第3 関係機関との連携

- 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、日頃から港湾管理者、海岸管理者、河川管理者、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。また、同様に港湾関係事業者及びその団体等とあらかじめ調整を図り、災害時における対応について協定等を結ぶなど体制の確立に努めるものとする。
- 特に港湾における危険物等の災害については、港湾全域に及ぶ避難等も想定されるため、そのための交通規制や関係者が避難等をしたあとの警備等に関して、あらかじめ港湾管理者とも連携のうえ役割分担等について警備担当部局等関係者と十分に調整しておくものとする。

第4 応急復旧体制の整備

- 緊急時の応急復旧用資機材について、港湾管理者等とも連携のうえ備蓄しておくとともに、応急復旧工事等を含め関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 大規模な災害発時における地方整備局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な港湾施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応

急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる臨海部防災拠点のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

第5 後方支援体制の整備

- 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の供給を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 危険物等の災害が発生した場合は、関係機関とともにその発生原因について、人的・物的等幅広い視点から徹底的な究明に努めるとともに、その成果を確実に施設の整備や管理運営に反映する手法を検討するものとする。
- 港湾災害に関するデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保という観点から、幅広く次のような研究を行うとともに、防災の施策に反映させるものとする。また、港湾災害を防ぐために気象海象計等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。
 - ・ 危険物等の災害が発生した場合において、危険物等の種類、港湾施設の構造・部材の種類等による対応に関する最新の知見の収集・分析・評価
 - ・ 港湾災害による被災防止を図るための港湾施設の計画・設計手法の高度化、日常点検手法の高度化、技術上の基準等の整備・見直し
 - ・ 災害関連データ、応急復旧データ等、被災防止・応急復旧活動に資する情報基盤の開発

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 関係機関とも連携のうえ、事業者等に対し防災に関する関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施及びその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

- 防災週間等の行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した港湾施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、人材の育成及び活用を図るとともに学術機関を含め公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動無線電話装置の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設の被害状況等に関する情報を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 東海地震警戒宣言等、港湾における危険物等取扱施設に被害を及ぼす可能性のある情報の入手が円滑に行われるような体制を確保するとともに、港湾管理者等とも連携し災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、関係機関、報道機関等を通じて港湾利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに港湾利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 危険物等の災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下、この編において「政府本部」という。）設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報等の把握、連絡

- 大規模な危険物等の災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の港湾災害が発生した場合、直ちに、国土交通省非常災害対策本部（以

下「非常本部」という)等及び本省内各局に連絡するものとする。

(2) 被害情報等の把握、連絡

- 本省、地方整備局、港湾管理者等は、災害発生後、関係機関とも連携のうえ二次災害に留意しつつ施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方整備局、港湾管理者等は概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるもとする。
- 本省内各局は、地方整備局、港湾管理者等より港湾施設の被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。
- 特定本部等または本省内各局は、港湾施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。
- 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。
- 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方整備局等に連絡するものとする。
- 本省、地方整備局、港湾管理者等は、応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 港湾業務艇等による情報収集

- 危険物等の災害が発生した場合には、被災地近傍への進入が困難なことも想定されるため、港湾管理者等とも連携し、港湾業務艇、ヘリコプター等により被害状況を収集するものとする

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちにNTT等の災害時優先電話や港湾に関する行政情報通信システム等の既存通信ネットワークの機能確認を行う。

既存通信ネットワークに支障が生じた場合は、船舶無線等の移動通信回線を活用するとともに、必要に応じ非常通信の要請を行い、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとす

る。

第3節 活動体制の確立

- 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。
- 地方整備局は、地方整備局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- 本省、地方整備局等各レベルにおいて、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、港湾管理者等関係機関及び関係事業者等と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。
- 地方整備局は、状況に応じ、被災地方整備局に対して人的、物的な支援を各地方整備局がそれぞれ作成する地方整備局間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する地方整備局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 政府本部への対応等

第1 関係省庁連絡会議

- 大規模な危険物災害発生時に、被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第2 政府本部

- 政府本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする

第5節 災害発生後の施設の緊急点検

- 所管施設の応急復旧活動等を行うため、港湾管理者とも連携のうえ緊急点検実施の体制を速やかに整えるとともに、二次災害の発生に配意しつつ、あらかじめ作成された基準等に基づき、緊急点検を実施するものとする。
- 緊急点検の結果を踏まえ、港湾管理者とも連携のうえ必要な規制等を実施するものとする。

第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 被害拡大を防止するための消火活動や流出油回収への協力をを行うため、浚渫兼油回収船等の出動が迅速に行えるよう準備を整えるものとする。また、消防等から要請があった場合は、速やかに出動し消火活動等を実施するものとする。
- 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。また、復旧工事の拠点や輸送拠点等となる浮体式防災基地について、迅速に曳航ができるよう港湾管理者とも連携のうえ準備を整えるものとする。
- 必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

第7節 災害発生時における応急復旧工事等の実施

- 港湾施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や港湾機能の確保等を図るために、応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。また、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じ、浮体式防災基地を速やかに被災地近傍に曳航し、復旧工事の拠点とするものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて専門家を派遣し、指導・助言を行うものとする。

第8節 災害発生時における港湾機能の確保等

- 港湾施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な航路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の港湾機能の確保等に努めるものとする。
- 災害発生時における円滑な輸送を確保するため、必要となる岸壁の確保を最優先に応急復旧等を実施することや浮体式防災基地の活用を図るものとする。また、必要に応じて、被災港湾所管以外の港湾空港部や港湾管理者等に対して、代替輸送岸壁の確保等に係る支援を要請するものとする。
- 大規模な災害が発生し、近傍の幹線道路、鉄道等が規制された場合においては、関係機関とも連携のうえ、これに変わる代替輸送海上ルートを設定し、そのために必要となる岸壁の確保等について近傍の港湾管理者等に協力を要請するものとする。
- 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第9節 二次災害の防止対策

- 危険物等の災害は、特に防災業務活動時等における二次災害の危険性が高いことから、消防等専門的な機関と密接な連携をとりつつ、港湾利用者や防災業務に従事する者の安全を確保するものとする。
- 構造物や固定式の荷役機械等については、外観上被災を受けていないように見えても、熱や消火活動によりそれらを構成する部材等が劣化していることが想定されるため、二次災害による被害の拡大を防ぐため十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握した上で、復旧工事を実施するものとする。また、施設の点検等にあたっては、係官を現地に派遣し技術的な指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣し指導・助言を行うものとする。

第10節 ライフライン施設の応急復旧

- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を港湾管理者とともに要請するものとする。

第11節 地方公共団体等への支援

- 大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、地方公共団体等に対し以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 港湾空港部等は、必要に応じて、画像情報機器及び情報通信機器を備えた港湾業務艇の活用等により迅速な状況把握を行うとともに、地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に対しオイルフェンス等の応急復旧用資機材や災害対策船舶等の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、港湾管理者等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは専門家の派遣を行うものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況等の情報の利用者・住民への速やかな伝達に関して、港湾管理者とともに必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所等として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認のうえ、適切に対処するものとする。

第12節 被災者等への対応

- 地方整備局等は、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

第13節 災害発生時における広報

- 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、航路規制・通行規制等の状況等、港湾利用者や住民、被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。
- 特定本部等は情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 地方整備局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

- 地方公共団体が、被災地域の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合、並びに港湾管理者が港湾の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合、国土交通省は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災港湾管理者等より、災害復旧対策の推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討のうえ、適切に対処するものとする。

第2節 港湾等の復旧・復興

第1 災害復旧の促進

- 災害発生後、港湾機能の早期回復等のため、港湾管理者とも連携しつつ、できる限り速やかに早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、港湾機能の確保、施設の壊滅の防止等のため、特に必要がある場合には、応急工事を実施するものとする。
- 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。なお、輸送機能を確保するため浮体式防災基地の活用や、近傍港湾における代替輸送のための岸壁等の確保についても必要に応じ協力を求めるものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災港湾管理者からの求めにより必要に応じて、指導・助言のための職員を派遣するものとする。

第14編 港湾危険物等災害対策編

- 港湾施設の被災により生じた瓦礫の処理に当たっては、災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。

第2 再度災害の防止

- 港湾施設の復旧に当たっては、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 港湾施設の災害復旧に関し、災害発生の要因となった障害物について、除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。